

名古屋市上下水道局管理規程第30号

名古屋市水道給水条例施行規程及び名古屋市下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2以上」を「2つ」に改める。

第20条を次のように改める。

（管理者が定める公衆浴場）

第20条 条例第23条第2項の表備考第2号の「管理者が定めるもの」は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による営業許可を受けた公衆浴場のうち、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき愛知県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受ける施設を有する普通公衆浴場（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和47年愛知県条例第7号）第2条第1号に規定する公衆浴場をいう。）とする。

第22条第7項中「、種別」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「一般用口径13ミリメートルとして」に改め、同項各号を削る。

第25条の見出し中「多用途」を「2つの用途」に改め、同条中「2以上」を「2つ」に改め、「料金表において同一の給水管の口径の区分に対して異なる基本料金又は従量料金が規定されているとき」を削り、「そのうち最高の額の基本料金又は従量料金が適用される用途（以下「高率の用途」という。）」を「一般用」に改め、同条ただし書中「当該高率」を「一般用」に

改める。

第33条第1項第1号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする」を「給水管の口径をその大きさにかわらず、すべて口径13ミリメートルとみなして第21条第3項（第22条の2第1項の規定の適用がある場合は、同項）の規定を適用した場合における料金基礎額から、870円（第22条の2第1項の規定の適用がある場合は、485円）を控除し料金を計算する」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、料金基礎額が控除する額を超えない場合には、当該料金基礎額に相当する額を控除し料金を計算する。

第33条第3項中「健康福祉局」を「担当部局」に改め、同条第5項中「災害等により」を削り、同項ただし書中「浸水被害」の次に「並びに給水関係者による発見が困難な特別の事情があると認められる漏水（第29条の規定による使用水量の低減の対象となるものを除く。）」を加える。

（名古屋市下水道条例施行規程の一部改正）

第2条 名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

（管理者が定める公衆浴場）

第29条 条例第16条第2項の表備考第2号の「管理者が定めるもの」は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による営業許可を受けた公衆浴場のうち、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき愛知県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受ける施設を有する普通公衆浴場（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和47年愛知県条例第7号）第2条第1号に規定する公衆浴場をいう。）とする。

第30条の2第1項中「名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）」の次に「。以下「給水条例」という。」を加え、同条第2項中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

5 同一の利用者が同一の敷地内から水道汚水と水道以外汚水とを併せて下水道に排出した場合における第1項の規定の適用については、汚水の種別（水道汚水又は水道以外汚水のいずれであるかの区別をいう。）ごとに基本使用料と従量使用料との合計額を計算するものとする。ただし、利用者が使用する水道水以外の水の供給源が2以上あるときは、局長が別に定めるところによる。

第31条第3項中「第1項」の次に「の規定」を加え、同条第6項中「その区分について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「一般汚水として」に改め、同項各号を削り、同条第7項中「名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の次に「。以下「給水条例施行規程」という。」を加える。

第32条の前の見出し中「2種以上」を「2つの区分」に、「使用料」を「下水道使用料」に改め、同条中「異なる2以上」を「2つ」に、「そのうち高率の区分」を「一般汚水」に改め、同条ただし書中「当該高率の区分」を「一般汚水」に改める。

第33条中「異なる2以上」を「2つ」に、「そのうち高率の区分」を「一般汚水」に改め、同条ただし書中「当該高率の区分」を「一般汚水」に改める。

第35条の見出し中「使用料」を「下水道使用料」に改め、同条第1項中「第30条の2第2項本文」の次に「の規定」を加え、同項及び同条第2項中「超過使用料」を「従量使用料」に改める。

第41条第1項中「軽減」を「減免」に改め、「又は共用汚水」を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする」を「第30条の2第2項（第35条第1項の規定の適用がある場合は、同項）の規定を適用した場合における使用料基礎額から、790円（第35条第1項の規定の適用がある場合にあっては、445円）を控除し下水道使用料を計算する」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用料基礎額が控除する額を超えない場合には、当該使用料基礎額に相当する額を控除し下水道使用料を計算する。

第41条第3項中「軽減」を「減免」に、「健康福祉局長」を「担当部局」に改め、同条第4項中「災害等により」を削り、同項ただし書中「浸水被害」の次に「並びに給水関係者（給水条例第2条第5号に規定する者をいう。）による発見が困難な特別な事情があると認められる漏水（給水条例施行規程第29条の規定による使用水量の低減の対象となるものを除く。）」を加える。

附則第2条を削る。

附則第3条中「の各号」を削り、「軽減」を「減免」に改め、同条を附則第2条とし、附則中第4条を第3条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、名古屋市水道給水条例施行規程第33条第5項の改正規定及び名古屋市下水道条例施行規程第41条第4項の改正規定は、発布の日から施行し、第1条の規定による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正後給水規程」という。）第33条第5項及び第2条の規定による改正後の名古屋市下水道条例施行規程（以下「改正後下水道規程」という。）第41条第4項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）

- 2 改正後給水規程の規定（第33条第5項を除く。）は、令和7年10月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間に係る料金をいう。）から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

（名古屋市下水道条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）

- 3 改正後下水道規程の規定（第41条第4項を除く。）は、令和7年10月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる施行日以後最初の1月間に係る下水道使用料をいう。）から適用し、同月分前の下水道使用料については、なお従前の例による。